指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称:日之影町指定棚田地域振興協議会

指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範 囲) 旧岩井川村地域、旧七折村地域、旧岩戸村地域

棚田の名称 田 (1/20以上) 保全を図る棚田等の面積 の区域 I 末市棚田 椎谷棚田 9.5 高巣野棚田 七折西 深角棚田 18.1 広域の棚田 平底棚田 4.3 5.5 の水棚田 13.6 14.8 徳富棚田 5.8 中尾棚田 5.9 6.1 七折西広城集落協定合計 66. 1 97.6 長谷川棚田 3.3 波瀬棚田 18.6 19.8 袴谷棚田 4.4 5. 4 七折中央 24. 4 31. 0 宮水棚田 平清水棚田 14.5 12.2 戸川棚田 6.9 8.0 旧七折村 小菅棚田 5.4 15.8 地域 七折中央広域集落協定合計 74.1 97.8 松の内棚田 1.5 5.4 新畑棚田 8.7 10.3 奥棚田 2.6 3.7 12. 3 大菅棚田 8.2 楠原棚田 3.9 6.4 3.9 8.5 七折東 6. 1 中村棚田 4.8 広域の棚田 上下顔棚田 4.4 7.8 阿下棚田 7.5 11.3 新町棚田 3.3 6.2 中川棚田 2.8 3. 9 鹿川棚田 7.7 9.7 黒原棚田 0.7 4. 2 七折東広域集落協定合計 旧七折村地域合計 60.0 95.8 291. 2 計(1 200. 2 乙草棚田 0.8 2.5 上栃の木棚田 6.4 栃の木棚田 6.4 松の木棚田 1.0 7.6 上小原棚田 1.9 5. 2 古園棚田 9.6 大日止棚田 20.0 29. 4 岩井川 広域の棚田 大楠棚田 6.7 8. 5 岩井川中尾棚田 2.6 3. 3 小崎棚田 8.7 9.9 追川上中棚田 1.2 2.4 追川下棚田 4.7 3.4 矢形の的棚田 4.6 3.4 大瀬棚田 5.6 6.3 旧岩井川村 地域 横迫棚田 後梅棚田 1.8 岩井川広域集落協定合計 75. 1 116.9 糸平棚田 9.1 11.5 大平棚田 2.6 L又・鳥屋の平棚田 3.2 4.3 樅木尾棚田 2.2 3. 2 下小原棚田 8.1 9.8 分城 今竹棚田 2.1 2.5 広域の棚田 興地棚田 7. 5 5.1 河内棚田 2.3 2.8 田吹棚田 2. 3 8.7 星山棚田 5.9 大山棚田 分城広域集落協定合計 45.7 58.5 計2 旧岩井川村地域合計 120.8 175.4 諸和久棚田 旧岩戸村 広域の棚田 白仁田棚田 0.3 4.6 地域 七折中央広域集落協定合計 3. 2 9.0 旧岩戸村地域合計 計(3) 3. 2 9.0 合計 (①+②+③)

324. 2

475.6

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1)棚田等の保全

①耕作放棄の防止

・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理を行い、指定棚田地域における中山間地域等直接支払交付金第5期対策の協定農用地面積418.8ha(5広域協定合計)を維持する。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・急峻かつ狭小な協定農用地の崩壊を防止し、水田が持つ水源涵養機能の維持を図るため、令和 6年度までに、山腹用水路の蓋掛け2箇所、コンクリート畦畔4,500mを新たに整備し、災害の防止を図る。

③担い手の確保・育成

- ・農業従事者の高齢化に伴う担い手の不足が喫緊の課題の中、指定棚田地域の農業体制を継続し、 耕作放棄地の拡大を抑制するため、令和6年度までに、農作業の受託を行う担い手協議会会員を 現在50名から新規で5名以上登録(5広域協定合計)する。
- ・指定棚田地域の農業体制を継続・発展させるため、当地域で耕作・保全に取り組む認定農業者を令和6年度までに、現在84名から新規で3名以上認定(5広域協定合計)し、担い手の確保・育成を図る。
- ・指定棚田地域の特性や魅力を幅広く町外へ発信し、新たな担い手を呼び込むため、年1回以上、 移住相談会等に参加する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

・指定棚田地域の良好な棚田景観を維持するため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支 払交付金等を活用して耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理を行っていく。

②生産性の向上・効率化

- ・指定棚田地域での農作業の効率化・省力化を図るため、令和6年度までに、中山間地域等直接 支払交付金を活用し、5台以上の農業用機械(5広域協定合計)を導入するとともに、指定棚田 地域における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵の設置や鳥獣の捕獲活動を実施する。
- ・施設の維持管理の負担を軽減するため、令和6年度までに、山腹用水路の蓋掛けを2箇所、コンクリート畦畔4,500m、ほ場整備を1箇所整備し、用水の安定供給と作業の機械化・効率化を図る。

③農産物の供給の促進

- ・他産地との差別化を図り付加価値を付けることを目的に、一定の栽培基準に基づき生産された 農産物を町独自の認証基準に基づいて販売する認証農家数を年間延べ15戸(R1)から、年間延 べ20戸以上へ増やすとともに、認証農産品を年間延べ144品(R1)から年間延べ150品以 上認定(5広域協定合計)し、日之影ブランドの確立を目指す。また、棚田地域で生産された農産 物を核とした農産加工品の商品開発に向けた取り組みを行う。
- ・地元農産物をPRするとともに食育の推進を図るため、令和6年度まで、指定棚田地域で生産された農産物を小中学校給食へ提供する回数を年間46回(R1)から年間50回以上提供する。

④生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・指定棚田地域の自然環境や生態系の持続的な保全のため、令和6年度までに、指定棚田地域の ほ場を活用し、子どもから幅広い世代を対象にした環境教育を、年2回以上実施し、生物多様性 の保全を行うとともに環境保全型農業を促進する。

⑤伝統文化の継承

・現在、指定棚田地域で開催されている祭りや伝統行事、農村文化を継承するとともに、秋の実 りと五穀豊穣を祈願して毎年奉納される日之影町神楽まつりにおいて、200名以上の誘客を目 指す。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ・道の駅青雲橋を核とした集客機能強化を行い、令和6年度までに、町内の入込客数(5年間で)305,005人(H27~R1)から340,000人(R2~R6)へ増加を図る。
- ・癒しの森の案内人を新規で1名以上養成し、令和6年度までに、「日本の棚田百選」にも選定されている「戸川石垣の村」を中心とした森林セラピーウォーキングの充実を図り、683名(R1)から年間700人以上の参加者を誘客する。
- ・指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げるとともに、良好な棚田景観を維持することで、棚田を舞台にした関係人口に繋がる交流事業を年間5回以上(5広域協定合計)実施する。
- ・用水路を活用した小水力発電所3箇所を維持する。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和6年度までに、道の駅青雲橋に世界農業遺産の案内看板を設置し、町内外への情報発信を 行うことで交流人口や観光客の誘客を図る。
- ・令和6年度までに、森林セラピーウォーキングコース内に案内表示を設置し、指定棚田地域へ 多くの誘客を目指す。
- ・令和6年度まで、緑のふるさと協力隊を1名以上招へいし、指定棚田地域で交流活動等を行い 町内外に情報を発信する。また、集落支援員を1名以上配置し、指定棚田地域の見回りや点検等 を行う。

3 計画期間

令和2年認定月~令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。)

指定棚田地域振興活動の内容

- (1) 棚田等の保全
 - ①耕作放棄の防止
 - ・集落協定参加者で、毎年総会を開催し、協定農用地の保全に向けた話し合いを行うとともに、 町と連携して年2回以上の研修会等を開催し、今後想定される農地の問題等を話し合い、情報共 有を図る。
 - ②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・耕作を続け保全された指定棚田地域は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また、地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、町は宮崎県と連携して、水路及び農地の整備・改修を計画的に行い、災害防止を図るとともに、災害発生した際に、速やかな対策がとれるための情報共有の仕組みづくりを構築する。

③担い手の確保・育成

- ・日之影町担い手協議会では、平成30年度から町内における各種農作業受委託の基本料金を設定し、集落連携・機能維持加算を活用した農作業委託者及び受託者双方にメリットのある農作業受委託システムを構築し運用している。このシステムについて、農繁期前に新聞折り込みや広報誌発行により広く周知を図るとともに、町と連携して認定農業者をはじめとする指定棚田地域の中心となる農業経営体の会員確保に努める。
- ・日之影町認定農業者会で、年2回以上農業スキル向上を目的とした研修会を開催、また、宮崎県が開催する研修会に参加するとともに、町と連携して、認定農業者のメリットを広く町民に周知していく。
- ・町は宮崎県と連携して、希望者が指定棚田地域に移住し、就農するためのパンフレットを作成 し、移住相談会等の各種イベントで情報発信を行うとともに、希望者にスムーズに情報提供が行 えるよう、空き農地・空き家の情報整理に努める。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

・「日本の棚田百選」にも選定されている「戸川石垣の村」をはじめ、指定棚田地域の景観を維持するために、協定集落会員の研修を通して意識の醸成と活動の活発化を図るとともに、外部協力者の力を景観維持に繋げる体制の構築を目指す。

②生産性の向上・効率

- ・協定集落内で、農作業の効率化・省力化に向けた話合いを行い、農業用機械の導入や鳥獣被害の減少に向けた侵入防止柵を設置するほか、町猟友会や町有害鳥獣対策協議会と連携して有害鳥獣の捕獲活動を推進するとともに、捕獲した有害鳥獣をジビエとして有効活用し、販路拡大、商品開発に取り組む。
- ・町は宮崎県と連携して、水路及び農地の整備・改修を計画的に行い、生産性及び作業効率の向上を図る。

③農産物の供給の促進

- ・指定棚田地域の農家を対象に、有機農業についての研修会や生産指導をとおして、認証農産物への誘導を行い、新たな認証農家の拡大を目指すとともに、定期的な販売促進イベントを通して、日之影ブランドとしての認知度を高め、日之影ファンの拡大を目指す。
- ・指定棚田地域で生産された農産物を、町内小中学校給食へ提供することで、地産地消や食育の 推進とともに、児童・生徒と町内生産者との交流授業を行うことで、農業へ興味や関心を持って もらい農業後継者の育成に繋げる。

④生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・指定棚田地域における水生生物や昆虫など貴重な生態系を維持・確認するため、灌漑条件や管理条件(除草剤の有無)等の違う棚田で、子どもから大人を対象にした田んぼの生きもの調査を

行い、調査結果を資料集として作成し、将来を担う子ども達の環境学習の教材として小学校へ提供する。また、生態系調査を行う新たなほ場を確保するため農家へ周知するとともに、有機農業の拡大・研究を目的に、定期的な研修会等を開催し農薬を使用しない環境保全型農業を促進する。 ⑤伝統文化の継承

・指定棚田地域で行われる日之影町神楽まつりにおいて、町内各神楽保存会の相互研修を行い、 奉仕者としての資質向上に努めるとともに保存伝承に向けて情報共有を図る。また、神楽や農村 歌舞伎など指定棚田地域の伝統芸能を継承している文化財愛護少年団が毎年披露する青少年伝統 芸能発表大会を継続することにより、伝統文化の息の長い継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ・道の駅青雲橋等を核とした集客機能強化のために、効果的な商品等のレイアウトの検証や認証 農産物を増やすことで安全・安心な地元農産物の品揃えを充実させ、入込客数の増加を図る。
- ・森林浴効果が上がる運動や呼吸法など、利用者の癒し効果をアシストする癒しの森の案内人養成を定期的に行い、町中心部から指定棚田地域に繋がるウォーキングコースを活用した森林セラピーウォーキング大会を充実させることで、多くのリピーターを確保する。
- ・棚田地域に繋がる道路等の草刈等を定期的に行い、観光客のアクセス改善とともに、農作業の 効率化を図る。
- ・中山間地域等直接支払交付金等を活用した耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理を行い、 良好な棚田景観を維持しながら棚田を舞台とした地域の特色あるまつり等の各種イベントを開催 するとともに、棚田を含めた集落全体の良さを結びつけるような情報発信を行うことで、リピー ターを増やす。
- ・中山間地域等直接支払交付金の取組や町内行事等の観光PRチラシを作成し情報発信を行い、 関係人口の創出・拡大に繋げる。
- ・用水路を活用した小水力発電の収益を指定棚田地域の振興に活用することで、農家の負担軽減や伝統文化の次世代への継承を図る。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定され、九州内の認定地域が3地域ある中、隣接するメリットを活かしながら、道の駅青雲橋に世界農業遺産の案内看板を設置し、棚田や山腹用水路等について広く情報発信するとともに、観光協会と連携し、若者世代をターゲットにした SNSでの情報発信を行い、交流人口の増加に繋げる。
- ・町は、平成18年に全国初の「森林セラピー基地」として認定され、従来の観光サービスに保養・休養を要素とした健康サービスを組み合わせる「ヘルスツーリズム」を推進し、地域性を活かした段階的な取り組みを進めている。今後は、令和6年度までの間に、町中心部から指定棚田地域に繋がるウォーキングコース内に案内表示を設置し、利用者への情報発信や棚田地域への誘客に努める。
- ・農山村で農作業やイベントなど多彩な活動に取り組む緑のふるさと協力隊を招へいし、本町の 基幹産業である農林業や、神楽等の伝統文化を体験してもらうとともに、指定棚田地域で交流活 動等を行い、町内外に情報を発信する。
- ・指定棚田地域の見回りや点検等を行う集落支援員を配置し、棚田地域の保全を図ると共に、集

①七折西広域の棚田

(2) 棚田等の保全を通じた多面に (1)棚田等の保全 (3)棚田を核とした棚田地域の振 わたる機能の維持・発揮 中山間地域等直接支払交付金での 指定棚田地域に繋がる道路の草刈 他産地との差別化を図り付加価値 耕作や畦の草刈、多面的機能支払交 を付けることを目的に、一定の栽培 等を行い、来訪者のアクセス改善に 付金での水路・農道の維持・管理、 繋げ、関係人口に繋がる交流事業を 基準に基づき生産された農産物を町 機能向上、施設の長寿命化を活用し、 独自の認証基準に基づいて販売する 年間1回以上行うとともに、中山間 認証農家数を年間延べ4戸以上、農 七折西指定田棚田地域における協定 地域等直接支払交付金の取組や町内 農用地面積91.2haを維持する。 産物を年間延べ14数以上認証し、 行事等の観光PRチラシを作成し情 販売促進を行う。 報発信を行う。

②七折中央広域の棚田

(1)棚田等の保全 (2) 棚田等の保全を通じた多面に (3) 棚田を核とした棚田地域の振 わたる機能の維持・発揮 中山間地域等直接支払交付金での 他産地との差別化を図り付加価値 指定棚田地域に繋がる道路の草刈 を付けることを目的に、一定の栽培 耕作や畦の草刈、多面的機能支払交 等を行い、来訪者のアクセス改善に 付金での水路・農道の維持・管理、 基準に基づき生産された農産物を町 繋げ、関係人口に繋がる交流事業を 機能向上、施設の長寿命化を活用し、 独自の認証基準に基づいて販売する 年間1回以上行うとともに、中山間 七折中央指定田棚田地域における協 認証農家数を年間延べ7戸以上、農 地域等直接支払交付金の取組や町内 定農用地面積83.3haを維持する。 産物を年間延べ102数以上認証 行事等の観光PRチラシを作成し情 し、販売促進を行う。 報発信を行う。

③七折東広域の棚田

| (2)棚田等の保全を通じた多面に | (3)棚田を核とした棚田地域の振 |
|------------------|--|
| わたる機能の維持・発揮 | 興 |
| 他産地との差別化を図り付加価値 | 指定棚田地域に繋がる道路の草刈 |
| を付けることを目的に、一定の栽培 | 等を行い、来訪者のアクセス改善に |
| 基準に基づき生産された農産物を町 | 繋げ、関係人口に繋がる交流事業を |
| 独自の認証基準に基づいて販売する | 年間1回以上行うとともに、中山間 |
| 認証農家数を年間延べ2戸以上、農 | 地域等直接支払交付金の取組や町内 |
| 産物を年間延べ14数以上認証し、 | 行事等の観光PRチラシを作成し情 |
| 販売促進を行う。 | 報発信を行う。 |
| | わたる機能の維持・発揮 他産地との差別化を図り付加価値 を付けることを目的に、一定の栽培 基準に基づき生産された農産物を町 独自の認証基準に基づいて販売する 認証農家数を年間延べ2戸以上、農 産物を年間延べ14数以上認証し、 |

④岩井川広域の棚田

(1)棚田等の保全

中山間地域等直接支払交付金での 耕作や畦の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、 機能向上、施設の長寿命化を活用し、 岩井川指定田棚田地域における協定 農用地面積103.7haを維持する。 (2)棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

他産地との差別化を図り付加価値を付けることを目的に、一定の栽培基準に基づき生産された農産物を町独自の認証基準に基づいて販売する認証農家数を年間延べ3戸以上、農産物を年間延べ6数以上認証し、販売促進を行う。

(3)棚田を核とした棚田地域の振興

指定棚田地域に繋がる道路の草刈 等を行い、来訪者のアクセス改善に 繋げ、関係人口に繋がる交流事業を 年間1回以上行うとともに、中山間 地域等直接支払交付金の取組や町内 行事等の観光PRチラシを作成し情 報発信を行う。

⑤分城広域の棚田

(1)棚田等の保全

中山間地域等直接支払交付金での 耕作や畦の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、 機能向上、施設の長寿命化を活用し、 分城指定田棚田地域における協定農 用地面積54.8haを維持する。 (2)棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

他産地との差別化を図り付加価値を付けることを目的に、一定の栽培基準に基づき生産された農産物を町独自の認証基準に基づいて販売する認証農家数を年間延べ4戸以上、農産物を年間延べ14数以上認証し、販売促進を行う。

(3)棚田を核とした棚田地域の振

指定棚田地域に繋がる道路の草刈 等を行い、来訪者のアクセス改善に 繋げ、関係人口に繋がる交流事業を 年間1回以上行うとともに、中山間 地域等直接支払交付金の取組や町内 行事等の観光PRチラシを作成し情 報発信を行う。

(4) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 (1) \sim (3) に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

日之影町指定棚田地域振興協議会は、日之影町、農業委員会、認定農業者会、中山間地域等直接支払交付金に取り組む協定(七折西・七折中央・七折東・岩井川・分城広域協定)土地改良区、石垣の村管理組合、NPO 法人サン・ヴィレッジ、癒しの森の案内人(森林セラピー推進協議会)、神楽保存会、観光協会、高千穂地区農業協同組合日之影支所、宮崎県

参加者の名称は、以下のとおり。

「日之影町指定棚田地域振興協議会」に参加する者の名称又は氏名

| No. | 役職 | 会員名 |
|-----|------------|-----------------------------|
| 1 | 会長 | 日之影町長 |
| 2 | 副会長 | 日之影町農業委員会長 |
| 3 | 会員 | 日之影町認定農業者会長 |
| 4 | 会員 | 七折西広域集落協定会長 |
| 5 | 会員 | 七折中央広域集落協定会長 |
| 6 | 会員 | 七折東広域集落協定会長 |
| 7 | 会員 | 岩井川広域集落協定会長 |
| 8 | 会員 | 分城広域集落協定会長 |
| 9 | 会員 | 日之影土地改良区理事長 |
| 10 | 会員 | 石垣の村管理組合組合長 |
| 11 | 会員 | NPO法人サン・ヴィレッジ理事長 |
| 12 | 会員 | 癒しの森の案内人代表(日之影町森林セラピー推進協議会) |
| 13 | 会員 | 日之影町神楽保存会長 |
| 14 | 会員 | 日之影町観光協会事務局長 |
| 15 | 会員 | 高千穂地区農業協同組合日之影支所長 |
| 16 | 会員 | 宮崎県西臼杵支庁地域農業支援課長 |
| 17 | 会員 | 宮崎県西臼杵支庁農政水産課長 |
| _ | 棚田コンシェルシ゛ュ | 九州農政局宮崎県拠点地方参事官 |
| _ | 事務局長 | 日之影町農林振興課長 |
| _ | 事務局 | 日之影町地域振興課課長補佐(地方創生・総合政策担当) |
| _ | 事務局 | 日之影町農林振興課課長補佐 |
| _ | 事務局 | 日之影町農林振興課農政係長 |